

# 告示

## 埼玉県告示第千百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県総合リハビリテーションセンター	東京都港区港南一丁目七番十八号 株式会社 ソラスト 代表取締役 荒井純一	平成二十七年 十月一日から 平成三十年十 月一日まで